

海岸保全基本計画における防護方針の記載

岩手県 三陸北沿岸・三陸南沿岸 海岸保全基本計画

2.1.2 防護水準

防護水準は、海岸の津波・高潮等、侵食による被害状況、背後状況や地域ニーズに応じた防護のあり方を海岸管理者が定めた上で適切に設定していくものとする。また、海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境の保全や海岸の利用、水産・観光振興への寄与にも十分配慮するとともに、地域の人々の意見も反映して総合的に検討し進めていくものとする。なお、災害時の情報提供や避難・誘導體制の確立等についても関係機関と連携・調整を図るものとする。

特に、津波への防護水準については、明治29年、昭和8年の三陸沖地震津波、昭和35年のチリ地震津波での多大な津波被害の実態や、シミュレーション等による検討を基にして、それらに対処できる防護水準としていくことを目標とするが、背後地の地盤高が低く人口や資産が集中し、被害が大きいと予想される箇所については防護のあり方を含めて十分検討するものとする。

また、侵食への防護については、侵食の進行状況や程度に応じて面的防護を含めた海岸保全施設の整備等によって現状汀線を保全・維持、または回復していくことを基本的な目標とする。

三陸北沿岸及び三陸南沿岸における津波・高潮等、および侵食についての防護水準は次頁のとおりとする。

宮城県 三陸南沿岸 海岸保全基本計画

⑤堤防等の整備高さの状況

三陸沿岸における堤防などの高さ(整備高さ)は、過去に襲来した津波(三陸沖地震津波、チリ地震津波)や高潮を計画津波・高潮(対抗すべき波)として、その津波や高潮が再び襲来した場合でも地域の安全が図られるよう計画されている。

岩手・宮城両県では、昭和35年に襲来したチリ地震津波を契機に、チリ地震津波を計画津波としたハード整備による津波対策を本格的に始めた。

岩手県では、その後、昭和48年に関係海岸管理者間で防潮堤等の整備高さについて調整を図り、明治29年、昭和8年の三陸沖地震津波及び昭和35年のチリ地震津波のうち、既往最大の津波を対象として整備を進めてきている。

宮城県では、明治・昭和の三陸沖地震津波により甚大な被害を受けた区域において高所移転が可能な地区(集落)については集団移転を行った。また、防潮堤等の整備高さは、既往最大津波高が望ましいものの、背後地の状況・経済的理由等から主としてチリ地震津波を対象として整備を進めてきている。

宮城県・福島県 仙台湾沿岸 海岸保全基本計画

2.3 防護の目標

海岸域における安全性を確保するための防護の目標を下記に示す。

- ① 宮城県牡鹿半島黒崎から福島県茶屋ヶ岬に至る仙台湾沿岸において、侵食、高潮・高波、津波等の自然の外力に対して、背後地の安全性を確保する必要がある地域および国土保全を行う必要がある地域を防護対象地域とする。
- ② 本沿岸には、仙台塩釜港仙台港区～茶屋ヶ岬および鳴瀬川河口～石巻漁港周辺の外洋に直接面する海岸と、牡鹿半島や松島湾等のように内湾に面した海岸があることを考慮し、台風・低気圧に起因するうねり性の来襲波浪および暴風により発達する風波に対して背後地を守るものとする。また、牡鹿半島および松島湾等では、津波が高潮・高波よりも脅威となる区域が存在することから、これらの区域については津波に対応した防護を実施していくものとする。なお、海岸保全施設が被災した場合には、平野部などの背後地の地盤が低く、人口や資産が集中しているところで被害が大きくなることに充分配慮し、波浪や潮位等の外力を設定するものとする。

さらに、砂浜等の自然の防災機能を活用することを基本とし、沿岸漂砂の連続性や土砂収支のバランスに配慮した防護を推進する。

なお、防護の水準については、都市計画・土地利用計画等との十分な調整に努める。また、地球温暖化に伴う海面上昇については、十分な監視を行い、必要に応じて対応を行うこととする。

福島県 福島沿岸 海岸保全基本計画

(2) 施設整備にあたっての方針

福島沿岸では、堤防・護岸の天端高 T.P.+6.2m を目安として、以下の防護目標により整備を行う。なお、背後地の重要性、土地利用、環境保全の必要性の有無、景観保全の必要性、海浜の利用程度、隣接区間との整合性等を考慮し、最も効率的かつ効果的な整備を行う。

- 高波・波浪等から防護する海岸については、海岸保全施設により打上げ高の低減を図る。
- 海岸侵食が進行している海岸については、現状の汀線維持、或いは必要に応じて汀線の回復を図るとともに、沿岸漂砂の連続性や土砂収支のバランスに配慮した対策を実施する。